

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第15号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 公益財団法人岩手県体育協会</u> (6)～(20) [略] 2～4 [略]	(職員を派遣することができる公益的法人等) 第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 公益財団法人岩手県スポーツ協会</u> (6)～(20) [略] 2～4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。